各位 2019/12/1

## JTB旅ホ連共済 給付規約の改定について



平素よりJTB旅ホ連共済にご支援賜り、誠にありがとうございます。

2019/11/12の共済理事会において、下記の通り、規約を改正いたしました。 加入員の皆様にとって 給付を受けやすい内容となっております。是非ご参照下さい。 尚、ご不明な点は、旅ホ連共済事務局までご連絡下さい。

> JTB旅木連共済事務局 電話: 03-3834-7054 担当: 鈴木、川崎、山田 E-MALL kyosai 7054@jtb.gr.jp

項目	現行	改定			適用開始日	
家族弔慰金	死亡者1名(1件)につき該当者1名とし、複数の加入員が関係する場合であっても併給はしない。	複数の加入員が関係する場合、加入員それぞれに給付する。				2019/12/1 の死亡日から
	夫婦とも加入員であっても 併給はしない	夫婦とも加入員の場合は、 <mark>双方に給付する</mark>				2020/4/1 入学分から
	加入員が傷病の治療のために 入院し、その期間が連続7日以上と なったときは入院見舞金として 3万円(プランB5万円)を給付する。 (地震、噴火、洪水、津波などの天災 に起因する場合を含む)	加入員が傷病の治療のために 入院し(その期間が連続〇日以上)たときは入院見舞金として 右記の通り給付する。 (地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む)	入院期間 (連続)	プランA	プランB	2019/12/1 退院分から
			1 ~3 日	5, 000円	10, 000円	
			4~6 日	15, 000円	25, 000円	
			7日以上 (変更なし)	30, 000円	50, 000円	
		ご注意 記載金額は、1日あたりの給付額でななく、 入院1 回に対する給付金額です。 例えば、3 日間入院の場合、 給付額は 5,000円であって、 5,000円x 3 日の 15,000円ではありません。				
	注意事項 出産のための入院の場合は 給付しません	注意事項 出産・検査のための入院の場合は、給付しません。 但し、正常でない分娩(帝王切開・切迫早産・ 切迫流産・妊娠悪阻ほか)の場合で、 14日以上入院した場合は給付します。				

- \*上記は、改定事項の一部です。詳細は、2020年1月下旬に 更新のご案内とともに送付する規約冊子改訂版をご参照ください。(規約が優先となります)
  \*家族弔慰金、入学祝金、入院見舞金の新しい申請書は、下記にて出力ください。
  やどこむ→JTB旅ホ連共済→給付金申請・追加申込・変更届のご案内

- →給付金申請書/申込書(届)(2019/12/1以降)(現在の申請書もそのまま利用できます)